

所管部課名	農林水産部農政課							
事務事業名	新規就農確保事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、就業（第1次産業）定着支援事業補助金実施要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	2,000 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 2,000 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	補助事業者等の数		1	平成27年度				
成果指標②	補助事業者等の経営の状況（経営規模、収入及び所得）		個人の経営状況による	平成30年度				
補助対象者	他産業から農林水産業に就業する者であって、就業前、兼業等により農林水産業の作業に従事した経験があり、申請時の年齢が60歳未満の者							
補助対象経費	農林水産業の就業に必要と認められる主要な施設及び機械に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	一次産業の就業支援と活性化を図るため、農林水産業の就業に必要と認められる主要な施設及び機械の整備を実施する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	事業費の1/2又は200万円のいずれか低い額							
上記項目の積算方法	主要な1施設又は機械1台を想定し、補助金額の上限を200万円に設定した							
補助を受ける 過去3カ年の事業（団体）等の 決算状況	収入	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		0		2,679,856	57.3%
		自己負担					2,679,856	57.3%
		事業収入						0.0%
		寄付金・その他助成						0.0%
		市補助金	0		0		2,000,000	42.7%
		（前年度繰越金）						0.0%
	計	0		0		4,679,856	100.0%	
	支出	事業費					4,679,856	100.0%
		人件費						0.0%
		その他事務費						0.0%
								0.0%
								0.0%
								0.0%
		（翌年度繰越金）						0.0%
		計	0		0		4,679,856	100.0%
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%						
交付件数		-		0		1		
成果指標の推移①				0		1		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	FIM対策として、また、就業定着の促進を図るため、3年間実施することで事業を創設した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域の担い手が確保できることで、食料の安定供給、農村環境の保全、地域の活性化が図られるため
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①市の審査会で事業採択された事業を実施している。 ②農業経営を安定させるためには、経営改善に必要な施設や機械等の投資が必要となるため
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農家が減少する中、担い手農家の確保や安定した食糧供給、農地保全等が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	要望に応じて事業を実施しているため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国県事業の補助率を勘案して設定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	就業初期段階で、施設・機械の導入が必要な時にのみ事業を実施している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業は、地域に密着した職業であり、地域活動（環境保全作業等）を含め地域の活性化に貢献している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	市事業の目的に該当するものを対象としており、市がその支援としてとして補助することは、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	対象経費は、補助事業要領に規定され、補助事業に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☒ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	《上記方向の理由》 当初は、事業説明会や就農相談に参加される方がおられたが、本年から、就業への問い合わせも来ていない状況である。		《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

就業（第1次産業）定着支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる就業（第1次産業）定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の要件）

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、市税等の滞納がないものに対して交付する。

- (1) 本市の農林水産政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者であること。
- (3) 他産業から農林水産業に就業する者であって、就業前、兼業等により農林水産業の作業に従事した経験があるものであること。
- (4) 補助金の交付の申請時の年齢が60歳未満の者であること。
- (5) 就業3年後において、概ね年間175万円以上の農林水産業所得の確保を目指す者であること。
- (6) 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者であること。
- (7) 現に補助金の交付を受けたことのない者であること。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は200万円のいずれか低い額とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金は、次の各号に掲げる施設及び機械の導入に要する経費について交付する。

- (1) 農林水産業の就業に必要と認められる主要な施設及び機械
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設及び機械

（事業実施計画書の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 履歴書（様式第2号）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る完成写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助事業者等の経営の状況(経営規模、収入及び所得)
- (2) 補助事業者等の数

(決算書)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施2年後及び3年後の5月末までに決算書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、規則第20条第1項に規定する場合のほか、当該補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、病気、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 就業後、3年以内に本市を転出し、又は農林水産業以外の産業に就業したと認められる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の全部又は一部の返還を求めることが適当であると認められる場合

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。